

櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」(以下「くしりん」という。)の着ぐるみ貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの使用等)

第2条 着ぐるみを使用するときは、天文指導協力員会長(以下「会長」という。)の了解を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- (3) くしりんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (5) その他会長が着ぐるみの使用を不相当と認めるとき。

(使用申込等)

第3条 前条第1項の規定により、着ぐるみの使用の了解を得ようとする個人又は団体(以下「使用者」という。)は、使用申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出することとする。

- (1) 企画書等着ぐるみを使用するイベント等の概要が分かる書類
- (2) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の申込書の提出があったときは、前条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

3 会長は、着ぐるみの使用の可否を決定したときは、着ぐるみ使用承認・否認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

4 会長は、着ぐるみの使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(使用時の遵守事項)

第4条 着ぐるみの使用者は、使用に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を守ること。
- (3) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (4) 使用時の安全対策を講じること。
- (5) 雨天又は降雪の時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) その他会長が付した条件に従って使用すること。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用は、無料とする。ただし、着ぐるみの配送料その他着ぐるみの引き渡し、受け取り等に係る費用は、使用者の負担とする。

(違反措置)

第6条 会長は、着ぐるみの使用が第2条第2項各号のいずれかに該当し、第4条各号に掲げる事項を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちに着ぐるみの使用の中止、第3条第3項の規定による承認の取消し、その他必要な措置を行うものとする。

(取扱い上の注意)

第7条 使用者は次の事項に注意して取り扱うこと。

- (1) 頭上の隕石部及び隕石部に埋め込まれているLEDは壊れやすいため、衝撃を与えることのないように十分注意すること。
- (2) 口や後頭部の3か所の空気穴には、ネット状の布で作成されているが、やぶれることのないようにすること。
- (3) 使用後は、必ず消臭スプレーを全体に施すこと。

(原状復帰)

第8条 使用者は、使用に際し着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、使用者の責任と負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、会長は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月5日から実施する。